

島根県スタートアップ企業支援補助金の概要

■補助金の目的

島根県内で事業を実施する計画を有するスタートアップ企業（新たなビジネスモデルにより、新たな市場を開拓することで、事業の価値を短期間で飛躍的に高めようとする営利法人）に対して、拠点開設等に係る経費の一部を補助することにより、将来において島根県企業促進条例における立地計画認定の可能性を高めることで、若者等にとって魅力的な雇用の場の創出を図ることを目的としています。

■補助スキーム

[補助率] 1／3 [補助上限額] 500万円／年（最大3年間）

[対象経費] 人件費（開発、販路拡大に限る）、家賃、航空運賃、人材確保・育成事業費、通信費

■対象要件（①から⑧までの要件をすべて満たす企業で、別途設ける「外部評価委員会」で支援することが妥当と判断された企業）

- ①島根県企業立地促進条例施行規則第2条で定める業種（※）に属する事業を、島根県内において営む計画を有していること
- ②事業計画申請時点において創業後10年以内にあること
- ③直近3期間の事業実績があり、売上高が増加傾向にあること
- ④県内で1名以上の新規雇用又は県外からの社員・役員の島根県内への転入が予定されていること
- ⑤ベンチャーキャピタルからの出資や、大手企業からの投資を既に受けているか、又は、受け入れる可能性が確実であること
- ⑥事業遂行上の人的・物的体制・資金繰り等の見込みが整っており、事業を円滑に遂行できる体制が構築されていること
- ⑦製品化、売上についての見通しに具体性があること
- ⑧将来、島根県において雇用拡大できる見込みがあること

※製造業、ソフト産業のことをいいます。[その他要件あり]